

客観的な指標の
『算出方法の公表方法』に記入した方法で公表している資料

当校の客観的な指標に対する考え方

成績評価（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

学業成績は、前期期末試験、後期期末試験の国家試験科目によって評価される。但し試験で全ての国家試験課目を行わない場合、実施した国家試験課目の総和で順位を出し評価を下す。

各試験ごとに点数を学生に通知する。

当校の適格基準

試験の総和順位で下位 1/4 人数と、下位 1/4 指標を算出する。

前期試験、後期試験で総合成績順位が下位 4 分の 1 以下となった場合、警告となる。

それを前期試験、後期試験、連続で警告になった場合は廃止となる。

例外

下位 1/4 にあったとしても 職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準 にある場合は警告、廃止を免除するものとする。

当校における水準

① 国家試験課目総和の平均点が 60 点以上で、各課目 0 点を取っていない。

平均点数は小数点第 1 位を四捨五入とする。

② 社会的養護を必要とする者と学校が認めた学生に関しては「警告」「停止」から除外するものとする。

学生成績通知(1 年次、2 年次共に)

前期(4/1～9/30) 10 月中に保護者、学生共に通知する。

後期(10/1～3/31) 3 月学生終業日後、保護者、学生共に通知する。